九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世初期の大名権力と『走り者』返還 : 豊前細川氏と周辺大名について

宮崎, 克則
九州大学九州文化史研究施設

https://doi.org/10.15017/7183525

出版情報：九州文化史研究所紀要. 35, pp.37-76, 1990-03-31. 九州大学九州文化史研究施設
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

近世初期の大名権力と『走り者』返還

―豊前細川氏と周辺大名について―

宮崎克則

目次

はじめに
一　走り者返還の手続き
二　走り者返還の帳簿
三　萩藩との走り者返還交渉
四　豊後諸藩・肥後熊本藩との走り者返還協定
五　福岡藩との走り者返還問題
六　大名間の政治的関係と幕府権力
おわりに

はじめに

農民が耕地を捨て、個人または家族規模で逃亡する走りは、個々の事例をみると、それほど領主権力に影響を与えていない。しかし、それが社会的現象として頻出すると、その意義は大きく異なってくる。走り者が頻出した近世初期、大名は様々の法令を発布し、その抑制につとめた。大名は、走り者だけでなくその一族や村民を厳罰に処し、また、走り者の抱え主や宿主を処罰する一方で、優遇策を講じて走り者の還住を奨励した。こうして、領主再生産の基盤である農民数の増加を図ったのである(1)。ところで、走り者は大名の領国内ばかりでなく、領外へも移動する。領内の走り者については、大名が発令する法令により規制できたとしても、すでに領外へ走った者に対し、大名はいかなる対応策を採ったのであろうか。

他領国への走り者に対する対応策の一つに還住奨励がある。一般には年貢・諸役の三年間免除などの優遇策が講じられており、豊前細川氏の場合は、一切の罪を許すという高札を建て還住を奨励している(2)。また、もう一つの対策として大名間の人返しがある。肥前佐賀藩では、慶長二十年、筑後柳川藩（田中氏）と返還協定を結んだ(3)。それは、「卯月晦日」の日付で両者の家老間で交わされ、人返しの実施期日を翌日の「五月朔日」と定める。この時以降の走り者は「届次第」に返されたが、これより前の走り者はそれぞれの領民として留め置かれた。このように、返還は走り者を出した側からの「届」があって行われ、ある期日を限って実施されるのは東北や四国諸藩でもみられる(4)。本稿は、近世初期における大名間の走り者返還について、豊前細川氏を例として実態分析しようとするものであり、返還手続き、走り者の帳簿、政治的関係との関連など事例検出を行い、そのうえで、幕府権力の介入について追求する。

〔註〕

(1) 近世初期の農村政策については、中村吉治『近世初期農政史研究』（岩波書店、昭和十三年）が最も多くの事例を検出し、包括的かつ詳細に究明している。ほかに、安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』（御茶の水書房、昭和三十四年）、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』（御茶の水書房、昭和四十二年）などがある。

(2) 元和七年八月一日の高札、『米家旧記録』（「永青文庫」、熊本大学附属図書館寄託）

(3) 柳川藩家老から佐賀藩家老層へ出された「覚」をあげよう（『直孝公御代』下、『長崎県史』史料編二―七七五頁）。佐賀藩は、田中氏の改易後に成立した有馬氏久留米藩・立花氏柳川藩とも同様の協定を結び、走り者の相互返還を行っている（同上、七七一～七八頁）。

覚

一、人返之儀申談候上ハ、是以前之走者互打置、慶長廿年五月朔日より、先様之走者如何躰之出入候共、無異儀指返可申候間、両国共其郡代へ届次第、無相違指差返可申事

一、双方郡代よりの届ニ、若紛於在之ハ、為奉行申談可相済事

一、両国之者、双方へ此中住宅仕候共、慶長廿年五月朔日以来、如本在所罷越候ハ、、走者に相究互返答可申事

一、両国の者此中互奉公ニ罷出、暇を取於罷帰は、無異儀隙を取候段、其主人手形を取可罷帰事

一、縦紛候て奉公之致契約、取替請取申たる者ニ候共、慶長廿年五月朔日より以後之者ニ候は、取替差捨、届次第互指返可申事

付り、両国之女、双方へ参、縁ニ付候共、走者ニ候ハ、、互指返可申事、以上

慶長廿年
卯月晦日

宮川大炊助
正成（花押）
辻勘兵衛尉
重勝（花押）

多久長門守殿
武雄主殿助殿
須古下総守殿

諫早右近将監殿

参

（4）石躍胤央「土佐藩初期の『走り者』対策について」（『徳島大学学芸紀要』社会科学一二巻、昭和三十七年）、同「阿波藩における走り百姓について」（『徳島大学教養部紀要』人文・社会科学六号、昭和四十六年）。渡辺信夫「近世初期人返令の展開」（『日本文化研究所研究報告』別巻十五号、昭和五十三年）。石躍氏によると、四国諸藩のうち寛永八年に土佐藩―讃岐藩、高松藩―阿波藩、同十一年に土佐藩―阿波藩の間で結ばれており、東北諸藩を検討された渡辺氏によると、慶長十六年に仙台藩―米沢藩、翌年に仙台藩―相馬藩、元和七年に仙台藩―南部藩で人返協定が結ばれている。九州地方では、豊前細川氏を具体的事例とする川口恭子「近世初期の走百姓について」（『原田敏明教授退官記念論文集』、昭和三十五年）、半田隆夫「近世初期農民の移動と土着」（『大分県地方史』一〇三号、昭和五十六年）がある。

（一）走り者返還の手続き

「他国出入之事」[1]を担当する細川氏家老、松井家（慶長六年に長岡姓を賜る）の「松井家文書」[2]には、他大名との走り者返還に関する数多くの史料が残っている。そのなかに、『竹中采女殿分領ゟ宇佐郡へ走来百姓改帳』と題する史料があり、豊後府内藩竹中氏との人返しについて記している。まず、これに収録された元和八年十一月二十一日付、細川氏家老の長岡式部少輔・小笠原民部少輔から宇佐郡の郡奉行へ宛てた指紙をあげよう。

指紙

一、府内万屋町茶屋売買下人男女二人元和六年六月三日ニ走、宇佐郡内溝野河内しうか平甚兵衛所ニ居申候、庄屋ハ田所理右衛門と申候、男之名ハ三九郎と申候、女ハあやじと申候、彼女生国ハ宇佐郡之者ニて候、則彼甚兵衛妹ニて候を十五六ケ年以前ニ丁銀百拾目かい申候

右之分ニ采女殿家老衆ゟ申来候、町人奉公人之取遣ハ無之候へとも此方之者をうり候て走帰候へハ各別ニ候間、銀

子を立済候様ニ可被申候、急度御穿鑿候て様子可被申越候　以上

元八十一月廿二日　　小民部　(花押)
　　長式部　(花押)

財津惣左衛門殿
上田忠左衛門殿

前段は竹中氏家老からの報告内容である。それは、府内藩万屋町の茶屋下人三九郎と「あやじ」が走った年月日、職業、身分、走り先などを詳細に記している。その旨を郡奉行に書き送った細川氏家老は、竹中氏との間に町人・奉公人の返還は行っていないが、走り者が当国から売買された者であるから格別だと述べている。走り者の調査を命じられた郡奉行は、これを惣庄屋に命じており、同月二十八日には惣庄屋からの報告が出た。惣庄屋の報告によると、三九郎は元和六年暮れに死去し、「あやじ」もどこかへ走ってしまった、これは「当四月ニも書上ケ申候」ということだった[3]。そして、郡奉行はこのことを家老長岡の家臣寺戸兵左衛門に伝えた[4]。

この一件から、大名相互間における人返しの手続きをうかがうと、返還は家老間の政治交渉で行われ、走り者を出した側からその人名・身分・居所などを提示して申し込むことが必要であったことがわかる。右の史料が細川氏の「永青文庫」でなく、家老家の文書として残っていることも、それが家老の職務であったことを裏付けている。

右の指紙において、家老が述べる「町人奉公人」の人返しはないこと、当国より売買された「あやじ」を「銀子ヲ立済候様ニ」ということはいかなることか。また、惣庄屋が、三九郎・「あやじ」について四月にも申し上げたと言っているのは、その頃にも竹中氏よりの走り者返還要求があったことをさすのか検討しよう。

「松井家文書」に残る元和八年十一月二十八日付「竹中采女殿へ差返し申候百姓之目録」の一紙史料は、宇佐郡の

郡奉行財津・上田より寺戸兵左衛門に宛てたものであり、「当春被仰越候男女七拾一人之内」とあることから、同年春に要求があった走り者返還についての目録である。この目録は、同八年四月十二日付の惣庄屋報告にもとづいて作成されており、惣庄屋の手になる報告書の記載例をあげると(5)、

一、大分郡かいわり村四郎左衛門小者新太郎壱人、元和四年ノ十月十四日ノ夜走、宇佐郡内深見たたミ石三右衛門親子の所ニ居申候、則明三月ニたけミや理右衛門ヲ以慥ニ預ケ申候
　右之新太郎戻シ申候

とある。前半部分は府内藩よりの報告内容であり、新太郎が走った年月日、走り先を詳細に記す。惣庄屋は新太郎を戻したと記している。このような記載が、調査対象の七一人についてそれぞれ書かれている。このなかに三九郎・「あやじ」は含まれていないが、元和八年四月頃に竹中氏から走り者の返還要求があったことは確かである。

惣庄屋の報告書から走り者の階層を捉えると、「百姓」は三～四人ほどであり、他は「弥七内清四郎」とか「十右衛門下人七郎」と記される下人・下女層である。史料の表題には「百姓」とあるが、すべて百姓身分であるとは限らない。さきに細川氏家老が述べたように、基本的に町人・町方奉公人の返還はなく、農民である「百姓」・下人層の人返しが行われている。

走り先は、「畠田村庄屋之吉田惣二郎所ニ居申候」など村名と抱え主名が明記される者ばかりで、農村部へ走って下人層となっている。ここでは、町場への走りはみられない。返還要求があった七一人全員についての内訳はつぎのとおりである。

以上男女合七拾一人
内
三拾二人　差戻シ申分

三人　元銀ヲ立可申分
拾二人　相走行方不知分
一人　元来中国之者由候て中国ニ見舞ニ参候、帰候ハヽ、戻シ可申分
拾六人　元和三年以前ニ走来分
三人　元来当国之者ニ而候
一人　三斎様御倉納ニ居候間戻不申候
一人　元来国東郡ノ者ニて候、豊後ニハ元和三年ニ走候て元和六年ニ宇佐郡へ走り来候
二人　前後不参者

返還したのは三二人、残る三九人は返していない。返さなかった者のなかには、再び何処かへ走り、行く先不明の者もいるが、その理由が不分明な者について検討しよう。「元和三年以前ニ走来候分」として返さなかった一六人は、個別報告において、「右之者共元和二年二月十七日ニ走来候間、帰不申候」などと記され、すべて元和三年以前に走っている。竹中氏の報告では、返還を求める者はすべて元和四～七年に走ったことになっていたが、細川氏側の調査によって、それ以前の走り者と判明したのである。確かに、返還された者はすべて元和四年以後に走った者であり、同三年以前に走って来た者は、竹中氏領の者でも細川領内に留め置かれた。このことは、返還交渉が元和三年を境として行われていたことを示している。

また、「元銀ヲ立可申分」と記す三人は、個別報告において、「右之又二郎生国当国之者ヲうり申候処ニ走来候間、元銀返し可申候」とあり、もともと細川領の者であった。竹中氏領内へ売買されていた三人は、元銀を返して留め置いている。さきの「あやじ」に対する家老の申し付けもこのことである。結局、竹中氏から要請があった走り者七一人のうち、七人は細川領の者であった。

「三斎様御倉納ニ居候間」という理由から返還しなかった菊若は、もと領内の者であったが、慶長十九年に竹中氏領加来村の勘解由下人として売買されていた。そして元和四年に走り戻ってきた。彼は元銀を返して留め置くのではなく、走り先の特殊事情から返還されていない。「三斎様御倉納」とは、元和六年暮れに隠居した細川忠興の隠居領を指し、ここは新藩主の忠利も容易に関与できない特殊領域であった(6)。このような竹中氏との走り者返還は、「右之久七事ハ去年も被仰越」とあるごとく、元和八年以前にも行われていた。

以上のように、元和四年以後の走り者について実施された細川氏と竹中氏の人返しは、返還を求める竹中氏が走り先などを調べたうえで細川氏家老へ要求している。返還率をみると、宇佐郡への走り者七三人のうち、返されたのは三二人に過ぎず、半数以下であった。ただし、竹中氏領からの走り者は細川領の他地域へも来ていたから、全体数ではない。

〔註〕

(1) 元和七年『御印帳』十一月十四日条。

(2) 松井家の文書は、熊本大学附属図書館と熊本県八代市の松井家（松浜軒）に分割して所蔵されており、以下、熊本大学附属図書館所蔵分を「松井家文書」とし、松浜軒所蔵分は「松井文書」とする。なお、熊本大学附属図書館分については、同館の川口恭子氏により目録作成が進められており、松浜軒分については県史編纂室で目録が作成され、東京大学史料編纂所で複製が作られている。

(3) 『竹中采女殿分領ゟ宇佐郡へ走来百姓改帳』（「松井家文書」）。

(4) 寛永八年「長岡佐渡与馬乗数之書付」（『松井家先祖由来付』、「永青文庫」、熊本大学附属図書館寄託）。

(5) 『竹中采女殿分領ゟ宇佐郡へ走来百姓改帳』。

(6) 拙稿「近世初期の隠居領と『走り者』返還」（予定）。

〔表1〕走り者の帳簿

番号	年　月　日	表　題
1	元和 8.4.12	竹中采女殿分領ゟ宇佐郡へ走来百姓改帳
2	〃 8.10. 2	内記分領ヨリ右衛門市様御領内へ走越居申百姓之帳
3	〃 8.10.10	内記分領ヨリ内膳様御領内へ走百姓当春進之候帳面之内居不申
		と被仰付分又々居所聞立申帳
4	〃 8.11. 1	内記様御領分ヨリ内膳正領分へ走参候御百姓改帳
5	寛永 3.4.16	萩ヨリ御国へ走百姓之書立之写
6	〃 6.3.21	宇佐郡ヨリ竹中采女正殿御領分江走居申御百姓御改之帳
7	〃 6.3.21	宇佐郡ヨリ加藤肥後守殿御領分江走居申御百姓御改之帳
8	〃 6.3.21	他国ヨリ宇佐郡へ参居申牢人御改之帳
9	〃 6.4.16	上毛郡ゟ走行衛不知者書上帳
10	〃 6.4.19	国東郡御入国以来走申御百姓行衛不知分之御帳
11	〃 6.4.19	加藤肥後守様御領分江国東ヨリ走越居申御百姓数帳
12	〃 6.4.21	規矩郡村々江筑前ゟ出来人改御帳
13	〃 6.4.21	規矩郡へ中国ヨリ走来男女付立之御帳
14	〃 6.4.23	築城郡他国江走申し居申者・他国ヨリ御国へ参居申者御改之御帳

〔註〕「松井家文書」（熊本大学図書館所蔵）より作成する。

（二）走り者返還の帳簿

細川氏が、周辺大名との間でどのような人返しを行っていたか、「松井家文書」に残る走り者の帳簿から検討しよう。

〔表1〕の一番帳簿は、前述したとおり、竹中氏（豊後府内藩）との走り者返還を記し、細川領宇佐郡への走り者について、惣庄屋恵良太郎作が花押を据えて郡奉行の財津・上田へ提出した元和八年四月十二日の帳簿を載せている。この帳簿は、竹中氏家老から人返し要求があった四〇件、七一人の走り者についての調査報告である。細川領内での走り者調査が家老―郡奉行―庄屋へ下達されたから、報告は逆コースで上がっていく。田川郡採銅所村の庄屋が提出した「申上覚」はそのことを明確に示している(1)。

申上覚

一、竹中采女殿御分領ゟ田川郡採銅所銅山ニ助二郎と申者、元和六年ゟ走り参居申由被仰候条、不走様ニ仕可置之通被仰渡候、別採銅所村中念を入穿鑿仕候へ共、竹中采女殿御分領ゟ走越居申者無御座候、以上

元和八年三月二十七日　　採銅所村庄や　忠右衛門（花押）

御惣庄や　金田九郎右衛門殿（花押）

郡奉行　向四郎左衛門殿（花押）

同　山本次郎右衛門殿（花押）

長岡式部少輔殿

小笠原民部少輔殿

竹中氏領から田川郡の銅山へ走ったという助二郎についての報告であり、順次、家老長岡・小笠原へ上げられており、この後、竹中氏側へ達されたと思われる。これから、元和八年における竹中氏の返還要求が宇佐郡だけでなく、田川郡へも及んでいたことがわかる。さらに、国東郡でも竹中氏の返還要求が確認できる。同八年四月八日、国東郡の郡奉行は惣庄屋の報告にもとづき「竹中采女殿分領ゟ国東郡へ走越居申候百姓覚」の一紙目録を作成し、家老へ提出している[2]。この目録には走り者一八人が記され、返還された者は半数の九人であり、残りは宇佐郡と同じような理由から返されていない。

写しの二番帳簿（元和八年十月二日）は、細川領から久留島氏領（豊後森藩）への走り者を記す。国東・宇佐・下毛・中津郡の郡奉行が家老長岡・小笠原へ提出しており、表題には「百姓」とあるが、名子・下人層も含まれている。記載内容は、細川氏の豊前入国後の慶長六年から元和八年までの走り一四八件、四一三人について、走り先の村ごとにまとめ、つぎのように記している。

玖珠郡内岩むろ村ニ居申分

一、下毛郡内西谷村源蔵壱人、元和三年ニ走、岩むろ村ニ居申候事

一、同郡今行村新兵衛男女七人、内男四人女三人、元和三年ニ走、右同村おくほニ居申候事

奥書には、「右之分、被仰遣候て可被下候、以上」とあるから、郡奉行は久留島氏との返還交渉を家老に依頼している。これから、細川氏も他大名へ人返しを求める際、前以て走り者の人名・走った年月日・走り先を調査していたことがわかる。

三・四番の帳簿は、どちらも細川領から中川氏領（豊後岡藩）への走り者を記す。三番帳簿は、元和八年十月十日付で宇佐・速見・国東・規矩郡の郡奉行が花押を据え、家老へ提出している。これに対し、写しの四番帳簿は、同年十一月一日、土屋源右衛門・右田善左衛門から荒木助左衛門へ提出している。宛所の荒木は細川氏の家臣であり、元和七～八年『豊前御侍帳』[3]に鉄砲頭・知行高五〇〇石とある。しかし、提出者の土屋・右田は、細川氏の郡奉行や代官・庄屋層ではなく、『豊前御侍帳』にもその名はない。その作成事情を記載内容から検討しよう。

三番帳簿は、慶長十二年～元和七年までの走り五二件、一四〇人を記し、第一項目は国東郡俣見村の弥七郎についてである。

一、国東郡俣見村之弥七郎男女三人、井田村之内柴北村之惣右衛門所ニ居申由入候へ者、本帳ニ年号無之候へ共、其方ニて御穿鑿候へハ居不申、名を替候ても隠不置候、此以後参候共御左右可申候、其上柴北村中ニ惣右衛門と

申百姓も無之と、下代庄屋誓紙在之由被仰越候、今ハ所をかへ屋田村之庄屋久左衛門所ニ居申候、走申年号ハ元和五年にて候間、可被仰付候事

細川氏の郡奉行らは弥七郎の返還をこれ以前にも求めていたが、不在という中川氏側の報告であったため、再び走り先を調査して、「屋田村之庄屋久左衛門所」に居ることを突きとめ、返還を求めている。再調査によって、弥七郎が走った年を「元和五年」と提示したのは、時期を特定した走り者返還であったためだろうが、その時期は明確でない。この帳簿は細川氏家老を宛所とし、郡奉行らは「右ノ分被成御返候様ニ、被仰遣候て可被下候、以上」と記しており、中川氏側との交渉を家老に依頼している。家老は、三番帳簿が家老家の文書として残っているから、写しを作成し、それを送って返還を求めたと思われる。中川氏では、送られた帳簿にもとづいて調査がなされ、その調査報告が細川氏へ達される。

四番帳簿の一項目は、つぎのとおりである。

一、国東郡俣見村之弥七郎男女三人、井田村之内柴北村惣右衛門所ニ居申由、右ニハ被仰越候、唯今被仰越候ハ矢田村之庄屋久左衛門所ニ居申由、穿鑿仕候得共不罷居候、右之様子ハ、同村之者今度久左衛門庄や内ゟ一頭返し申候間、其者ニ御尋可被成由、久左衛門申候事

これは、弥七郎の返還要求に対する中川氏側の報告である。細川氏の郡奉行が作成した三番帳簿は十月十日付、中川氏の報告である四番帳簿は十一月一日付であり、走り者の調査は二〇日ほどで終わったことになる。細川氏からの調査依頼は五二件の走りであったが、そのうち五件は「銀山ニ居申分」、七件は「右之外唯今又申入候分」と別記されており、弥七郎のように再調査を依頼したのは四〇件、一一四人であった。この四〇件の再調査依頼についての中川氏報告が四番帳簿であり、提出者の土屋・右田は中川氏家老層と思われる。

以上のように、元和八年、細川氏は竹中・久留島・中川氏との間で人返しを行っていた。一番帳簿は竹中氏の返還

要求を示し、二～四番帳簿は、細川氏が久留島・中川両氏へ返還を求めたものである。同八年四月十五日、細川忠利が家老へ宛てた書状によると[4]、この年、細川氏が人返しを求めたのは、右の両藩のみでなかったことがわかる。その書状にはつぎのようにある。

（前略）

一、加肥後殿分領へ走申候百姓之儀、谷忠兵衛被遣申候処ニ、志摩守伊豆岡本ニ被居、則改可指返由返事之通得其意候、惣別何様にても申来候ハヽ、無別儀申付候様ニと、肥後殿被申置候由、此方にて預可申候事

一、木下右衛門殿へ伊崎半丞を遣、走百姓之儀、是又御申付候而御返し候間、則在々へ有付可申段、郡奉行ニ被申付候由、得其意候事

一、中川内膳殿分領へ荒木助左衛門遣、中川加賀・同隼人所へ申遣候処、山中方々ニ居申候間、念を入改返し可申段返事之由、得其意候事

一、竹中采女領分へ芦田与兵衛遣候処、采女内年寄共ゟ其方迄状を越、元和四年ゟ已後之分ハ返し可申と申来候由、其方如被申付候、采女代ニ成候てからの分返し可申との儀たるへく候、其後之様子重而可被申越由、得其意候事

一、稲葉彦六殿領分へ山川惣右衛門遣、是又不残御返し候由、得其意候事

一、石川主殿領分へ牧長三郎遣へとも、未帰通、得其意候事

一、毛利伊勢守知行所へ男女四人在之を、則被返候由、得其意候事

一、来島右衛門市領分へ中路加右衛門遣候処、双方共ニ借米在之ニ付、七月八月迄相談之上差延候由、得其意候事

一、此方相易事無之候、可心易候、恐々謹言

卯月十五日　　内記（花押）

小笠原民部少輔殿

長岡式部少輔殿
有吉平橘殿

三項目に荒木助左衛門の名があり、中川氏へ派遣されている。中川氏の調査報告である四番帳簿の宛所に荒木が出てくることの意味もわかろう。現在のところ、中川・久留島氏領への走り者帳簿しか残っていないが、細川氏が元和八年に領国の南部に位置する豊後・肥後の諸大名へ走り者返還を求める使者を派遣していたことを、この書状は示している。使者が派遣された諸大名を記載順にあげると、肥後熊本藩の加藤忠広、豊後日出藩の木下延俊、同岡藩の中川久盛、同府内藩の竹中重利、同臼杵藩の稲葉典通、同日田藩の石川忠総、同佐伯藩の毛利高政、同森藩の久留島通春である。

五番の帳簿は、表題にあるとおり、萩藩毛利氏領からの走り者を書き上げたものである。表紙には、「寛三年卯月十六日ニ申来写、此本書ハ中国へ返し申候也」とあり、毛利氏から送られてきた帳簿の写しであることを記す。記載例をあげると、

一、男女八人
長門国厚狭郡之内埴生浦竹山助右衛門下人

右者規矩之郡赤迫村御庄屋十兵衛へ預ケ置、其上郡御奉行平井五郎兵衛殿へ相届置申候

とある。八件、二九人の走り者は、毛利氏領の厚狭郡埴生村・津布田村などからやってきており、その全領域にわたるものではない。毛利氏は、走り者を庄屋に預け、郡奉行へも届けたうえで、返還を求めており、事前に細川領内での調査を行っている。表題には「百姓」とあるが、走り者はいずれも下人である。彼らの走り先は、細川氏領の規矩郡に限られ、「葛原町小左衛門抱置申候」などとあり、在町の奉公人となっている。なかには「葛原町に新敷家を二つ作り罷居申候」と、自立する者もいた。彼らは細川氏から返還されており、寛永三年閏四月八日、毛利氏家臣の伊

藤采女正から細川氏家老の長岡・小笠原へ宛てた書状に、「御状并被差返人帳被相副、明石源左衛門殿被召連、至下関被指渡之由」とある(5)。

六～一四番までの帳簿は、いずれも寛永六年三月～四月の日付であり、宛所は細川氏家老である。六番帳簿は、三月二十一日、宇佐郡の惣庄屋から郡奉行宗像・伊藤へ提出され、それから家老へ差し出されている。元和三年から寛永五年まで、宇佐郡内から竹中氏領への走り九件、二六人（「百姓」二五人、下女一人）について、走り先・走った年などを記している。

七番・八番帳簿も、宇佐郡惣庄屋の提出で、同じ日付で郡奉行→家老へ差し出されている。七番帳簿には、宇佐郡から熊本藩加藤氏領への走り一一件、二二人が記され、そのうち「百姓」は一七人、下人層は五人である。また、八番の帳簿は、他領から宇佐郡へ来た「牢人御改之帳簿」であり、つぎのような記述となっている。

来島越後守殿御領分ヨリ御国へ参居申牢人

斎藤角兵衛手永へ参居申分

一、弥　十　郎　男女三人　寛永元年玖珠郡之内かきの村ヨリ参、月俣村ニ有付申候

一、半右衛門　男女三人　寛永五年玖珠郡之内森村ヨリ参、月俣村ニ有付申候

一、三右衛門　男女六人　元和六年玖珠郡之内岩むろ村ヨリ参、宮原村ニ有付申候

森藩久留島氏領の「牢人」が、どこへ、何年にきて「有付」いたかが記されている。宇佐郡惣庄屋の斎藤角兵衛が管轄する手永の月俣村などへやってきた「牢人」の出身地は、豊後の森藩・日田藩・府内藩・日出藩であり、各藩ごと、手永ごとにまとめて記載している。

九番帳簿は、四月十六日、上毛郡の惣庄屋から郡奉行→家老へ提出されており、「右之分在々念ヲ入相改、村々小庄屋差出、此方ニ取置書上申候、以上」と記している。内容は、上毛郡からの走り者のうち、行方不明の「百姓」・

下人（八九人）を記す。

一〇番帳簿は、国東郡から走った行方不明の者を記し、四月十九日に惣庄屋から郡奉行→家老へ提出している。慶長五年以来走った「百姓」・下人層は四九八人であり、そのうち蔵入地が五一人、知行地が四四七人であった。知行地には、知行主名を記載しており、「小倉衆」ばかりでなく、「中津衆」知行地から走った者も記している(6)。

一一番帳簿も、国東郡惣庄屋の提出によるもので、同日付で郡奉行へ差し出され、それから家老へ上げられている。奥書には、「右、国東郡ヨリ加藤肥後守様御分領江、慶長十八年以来走越居申所紛無御座候間、書上申所如件」とあり、加藤氏領への走り七件、一六人の人名、走り先、走った年月を記している。

一二・一三番帳簿は、細川領規矩郡への走り者を記し、四月二十日、惣庄屋から郡奉行→家老へ提出された。一二番帳簿の奥書には、「右之分、村々念ヲ入相改無相違書上申所如件」とあり、一三番帳簿も同様に記している。前者は、慶長六年以来、福岡藩黒田氏領からやってきた走り一四件、三六八人の出身村、走り年月、走り先などを記す。後者も、同時期の走り者について、毛利氏領を中心とする「中国」からの走り五三五件、一五六二人の出身村・走り年月・走り先などを記す。両者とも、走り者の身分記載はないが、走り先において、「右同年参、至津村御百姓仕居申候」「但新町御蔵納庄や仕居申候」などというように、「百姓」や庄屋となる者もいた。

一四番帳簿は、築城郡から豊後諸藩への走り者（六人）、それらの諸藩から築城郡への走り者（二人）を記し、その身分記載はない。これは、四月二十三日に惣庄屋から郡奉行→家老へ提出されている。

このように、寛永六年の帳簿は、郡ごとにまとめて提出されている。郡により帳簿の残存状況は異なるが、他領への走り者と他領からの走り者を記載した帳簿が提出されている。これらの帳簿は、細川氏独自の走り者調査であり、他大名との走り者返還のために作成されたものではない。これより先、寛永元年に下毛郡で走り者調査が実施されており、「下毛郡へ他国ゟ走り来ル百姓之書付上け被申候」とある(7)。「他国」からの走り者を書き上げているから、特定

大名からの返還要求によって調査したものではない。また、同二年『覚書』[8]によると、正月十三日、「新地開并走り百姓・新百姓・御国へ走り居候百姓改帳」の作成が命じられ、下毛郡の郡奉行は四月七日に「走百姓又ハ帰参百姓帳、新百姓仕付候帳」を提出している。これらの帳簿は各郡からも提出されたと思われ、まとめて六月四日、「御国中走百姓、新百姓、帰参百姓ノ一紙目録」が忠利に提出された。「走百姓」「帰参百姓」とともに、「新百姓」なども調査されており、その目的が「百姓」数の増減把握にあったことを示唆している。寛永六年帳簿は、同元・二年調査と同様の意図のもとに作成されたと思われる。

寛永六年帳簿を除いた元和八年・寛永三年の帳簿が残っていることによって、細川氏が周辺大名と人返しを行っていたことがわかった。人返しの交渉は、個々の走り者について行われることもあるが、ここでは多数の走り者名・走り先などを調べ、それを一帳に仕立て返還を求めている。走り先の調査については、毛利氏が細川領内へ入り込み、所の庄屋などに預けて返還を要求しているように、事前の調査が行われている。つぎに、個々の大名との間で、細川氏がどのような走り者返還を行っていたか検討しよう。

〔註〕

（1）（2）「松井家文書」。

（3）「永青文庫」。

（4）（5）「松井文書」。

（6）「中津衆」とは、元和六年暮れに隠居した細川忠興に奉公するものを指し、「小倉衆」とは、新藩主忠利に奉公する家臣のことである。

（7）元和十年『万覚書』三月七日条（元和九年『万覚書』に合冊、「永青文庫」）。

（8）「永青文庫」。

(三) 萩藩との走り者返還交渉

〔表1〕にあげた帳簿のうち、寛永三年『萩ヨリ御国へ走百姓之書立之写』・寛永六年『規矩郡へ中国ヨリ走来男女付立之御帳』は、毛利氏領からの走り者を記している。前者は、毛利氏から送られてきた帳簿の写しであり、細川氏との間に走り者返還が行われていたことを知りうる。後者は、細川氏が独自に調べた帳簿であり、「中国」から規矩郡への走り者を記していた。

関ヶ原戦後、中国八カ国一二〇万石から防長二国二九万石へ、領地を大幅に削減された毛利氏は、初期の財政難を乗り切るために厳しい財政策を講じ、農村へは七ツ三歩の高免を賦課した。そのため、元和期には、離散者が増大して田畑の荒廃・農村荒廃が深刻化した(1)。萩藩全体の財政・民政を担当する当職であった益田元祥「覚書」によると(2)、慶長一二年の惣検地による離散者の頻出について、

一、三井検地已来、両国百姓分散之事

付、小倉ニ周防町・長門町とて被立候由、此已前から取沙汰候事

と記す。三井元信の検地による走り者は、すべてが細川領へ来たわけではないが、益田が強調するように、小倉に周防町・長門町が立つほど多かったのであろう。また、慶長一七年、毛利氏が九州諸藩の内情調査を行ったなかに、「豊前国小倉世間取沙汰聞書」がある(3)。これは、細川領における国替の風聞、家臣団構成、米相場などのほか、「中国」からの走り者状況を記している。

一、中国ゟ百姓之はしり候て参申候事

ふせんニてハ、参候ものをハ米五斗・六斗ほとつゝ、被遣候て、さい〳〵のあき所〳〵御有付被成候事

一、中国ゟはしり申候者ハ、ミな〳〵舟ニてこと〳〵くふせんへ渡り可申由申候事

関門海峡を隔てた小倉への走りが記されており、細川氏はそれらの走り者に米を与えて有付かせている。慶長一五年、細川氏は、「他国之牢人百姓罷越有付候ハヽ、永御公役被成御免」と達し、他領からの走り者に優遇策を設けて、積極的に招き入れていたのである。(4)

毛利氏にとって、細川領をはじめ他領への走り者増大は、領国人民の減少をもたらし、延いては年貢収納・藩財政に直接影響を与える。そこで、走り者を帰参させる還住策が採られてくる。元和四年「定」において、毛利輝元・秀就は当職榎本元吉に対して、「百姓すちのものにおいてハ相改、悉其在々へもとし」と命じ、慶長一二年検地以来の走り者還住を打ち出した。(5)この「定」は、他領への走り者を対象とするわけではないが、領国内の農民数増加を求めて、周辺大名領へ走った者の還住策も行われたと思われる。

毛利氏と細川氏の走り者返還は、慶長期から確認できる。「松井家文書」に残る「萩ゟ之被申分」の一紙史料は、寛永三年の人返しにおいて、毛利氏の申し出を家老長岡が書き留めたものであり、つぎのように記す。

萩ゟ之被申分

一、慶長拾年之前後候哉、両国走人之儀ニ付、福原越後守を駿河へ指下
相国様へ本多上野殿を以被得　御諚候、宗端大身時被召抱候奉公人、漸両国ニ罷成ニ付、何も手さうりニ仕合、知行を取候とても少之儀ニ候へハ、手作を仕、百姓之かゝえを取上候ニ付、百姓も堪忍難成候て走申候、奉公人・百姓何も右之仕合ニ御座候間、隣国へ此通被仰付、此方ゟ構申候ものハ被返付候様ニと御理申上候、就夫本多上州ゟ三斎様へ御状を被付、其時之御使ニ国司土佐守罷渡り、殊外御(マヽ)應之儀ニ御座候キ、其時分ハ松井佐渡守殿・加々山隼人殿此儀被成御取扱候

一、慶長十六年ゟ長門豊田郡ノ内嶋戸浦人悉明退、男女百人斗走渡申候を、小倉ゟ飛脚被遣、彼走人共御縣留候間、請取人を被遣候者被渡下との御意ニ付、万代又左衛門と申仁を差渡、不残請取帰申候事

近世初期の大名権力と『走り者』返還 ― 豊前細川氏と周辺大名について ―

一、其後又両国ゟ百五六拾人程走渡申候を口口御届申候処ニ、大分之人数ニ而御座候条、書付ニ引合被相究、彼是可被御左右と被仰遣、使之者ハ罷帰候事（後略）

毛利氏は、慶長期の人返し例を提示して、今回の走り者返還を求めており、慶長一〇年前後の最初の人返しでは、毛利氏が駿府の徳川家康へ訴え、本田正純から細川忠興（「三斎」）へ「御状」が出されている。その後、両者は直接に交渉して走り者を返しており、元和期の例としては、同八年九月十一日、細川忠利が家老長岡へ宛てた書状に、「中国へ返候女壱人、則長府之留守居請取候との返事、伯耆所迄奉行共ゟ越候、見申候事」とある。[6] 細川氏は女一人を返し、請取を領収している。

慶長期から行われていた毛利氏との走り者返還に関する細川氏の対応をみてみよう。寛永元年十一月、忠利の意向として、家老から家中へ触れた「従江戸被仰下覚」には、[7]

一、毛利長門殿国之仕置ニ毛利宰相殿御下候而、両国共ニ被改候条、不届者参候ハ此度之儀ハ宰相殿ゟ御理在之ものハ、御国ニ置申間敷旨御意候事

一、ふかき科人なとつかまへ候而、進候へとの事ニ候ハヽ、是も様子ニ限可申候、然上ハ科仕参候もの候ハヽ、不移時刻御与頭江被申上、御与頭ゟ式部少輔・民部少輔所へ可被申候、此方より様子可申付候事

一、金山之儀ハ、改ニ不及由、御意候事

一、百姓之儀ハ、可為各別候間、其侭置可被申候

一、かち・若党・中間・小者なと参候とも、科不仕暇を乞候而参候ものハ不苦候、科を仕走候ものハかゝへ被申ましき事

右之通、御与中へ被入御念可被仰渡候、為後日御名之下ニ御判形候而可給候、恐惶謹言

長岡式部少輔

とある。第一項は、毛利氏から「御理」のあった「不届者」を領内に置かないこと。第二項も、これに関連して「ふかき科人」を捕らえたら組頭→家老へ報告すること。第三・四・五項は、金山への走り者は調査しないこと、「百姓」の走り者はそのまま留め置くこと、罪科のない中間などは抱えてよい、とする。忠利は、毛利氏領から走ってきた「百姓」・中間らを領国内に留め置こうとしており、返還依頼のあった罪人でさえ、返還を指示しているのではなく、「御国ニ置間敷」と命じているにすぎない。

江戸在府中の忠利が、国元家老へこのような指示を出す背景には、毛利氏の藩政改革があった。右の書状と時期的に前後するが、その事情を具体的に述べている同年十月八日付の忠利書状をあげよう。(8)

以上

態坂崎伝十郎差上候

一、毛利長門殿国之仕置、宗端わろく被仕、長門殿身上も継不申候付而、毛利宰相殿両国之仕置ニ被参候、就其新敷万事を仕直候間、自然不届者我ホ国へ参候者、馳走申候而くれ候様にとの事被申候間、心得候由申候条、宰相殿ゟ理有之者ハ此度之儀者国ニ置申間敷候事

一、ふかき科人なとつかまへ候て、進候へとの事ニ候者、是も様子にしたかひ可被申候、然上者ふかき科人参候ハヽ、他国へ参候へ、従宰相殿届来候ハヽ、可随其由申聞、無届以前ニ他国仕様ニ可申聞候事

一、豊前之内も、三斎様御持分者、我ホ可申付とハ約束不申候間、可被得其意候事、右之段々、上意にても無之候間、三斎様へも不申上候、事之外両国共ニ改可申候間、走人多可有之候、右之様子中津へ参候者候ハヽ、奉行共まて物語仕候へと可被申候事

一、金山者人之改ニ不及候、届来候ハヽ、其理可申候事

一、此方相易儀無之候、可心安候、此状奉行共へも見せ可被申候　恐々謹言

十月八日　　越（花押）

小笠原民部少輔殿
長岡式部少輔殿
有吉頼母佐殿
村上八郎左衛門殿

毛利氏の改革について述べておくと、毛利氏は元和九年に銀四〇〇〇貫目の借銀を抱え、「公儀又ハ御作事方なとに御造作入りニて何とも難儀」という状況であり[9]、これを打開しようとする寛永改革が実施される[10]。当時、隠居したとはいえ、毛利輝元（宗瑞）が実権を握っており、彼は長府藩（支藩）の毛利秀元（甲斐守、右の書状では「宰相」と記す）を仕置とし、益田元祥を執行者として改革を推進し、藩主毛利秀就（長門守）には秀元に背かない旨の誓紙を出させている[11]。改革の内容は、蔵入地拡大と家臣への馳走銀賦課であった。寛永元年十二月から翌年八月にかけて実施された防長二国の惣検地は、竿入れを行わず、過去四年間の平均から、年貢が五ツ成となるよう石高を修正した。これにもとづき、家臣の知行替が一斉に行われ、家臣へは従来どおりの知行高が宛行われたため、それまで高の七ツ三歩が貢租であったのと比べると、実質的な知行削減となった。知行削減による蔵入地拡大とともに、累積した借銀を家臣へ転嫁する馳走銀が石高に応じて課されたことによって、毛利氏財政は、寛永九年までに「三千貫目之御借銀悉返弁」となり、銀一三〇〇貫目・大判三〇〇枚・小判三〇〇〇両ほどを蓄えるまでに回復した[12]。

寛永改革による細川領への走り者が予想されたため、毛利氏は細川氏との間に走り者返還の「約束」を交わした。右の書状の第一項において、忠利は毛利氏から走り者返還の依頼があったことを記し、第二項では「三斎御持分」（忠興隠居領）への走り者返還を「約束」しなかったと記す。ここでも、忠利には、毛利氏の返還要求に応えようとい

う姿勢はなく、返還要求があった罪人などは「他国へ参」ることを勧めるよう、指示している。

これら二通の書状は、近世初期、大名が相互に人返しを「約束」しながらも、実態においては他領からの走り者を、支障のないかぎり自己の領域内に留め置き、農民数の増加を図っていたことを如実に物語っている。

しかし、一方で、細川氏は、毛利氏から直接に返還要求があった走り者を返してもいる。返還を拒否すれば、「約束」に違反し、両者の政治的関係を悪化させることになる。右の書状において、忠利が「他国」追放を指示しているのも、これを考慮してのことであった。そのような細川氏に対し、人返しを要求する毛利氏は、寛永三年四月の『萩ヨリ御国へ走百姓之書立之写』にみられるように、事前に走り先を突き止め、庄屋に預け、郡奉行へも届けたうえで、返還を求める帳簿を送ってきた。細川氏側では帳簿にもとづく調査を行い、該当者は返した。細川氏家老が毛利氏家臣伊藤杢瓦へ申し渡した「口上之覚」には、「御約束之時分之走人、重而御左右次第可返進との事」とあって[13]、「約束」を守り、走り者を返すとある。この時、毛利氏が帳簿に書き上げ返還を求めた走り者は二九人、そのうち、毛利氏が請取った者を記す寛永三年閏四月『走百姓請取申帳』[14]には九人の走り者が書かれ、半数以下しか返されなかったことを示す。このほか、毛利氏との走り者返還には同八年の事例がある。同八年閏十月十日、細川氏家老から毛利氏の当職益田・清水へ宛てた書状[15]、

尚々、弥左衛門書物弐通返シ進之候、以上

御状令拝見候、然者長門国阿武郡宇田浦之庄屋弥左衛門と申者、元和七年ニ私曲仕、妻子并惣吉と申者召連相走申候、然処彼弥左衛門先月商舟之船頭仕、其元へ罷越候を被見届、居所御尋候処ニ、当所ニ罷居候由申ニ付、其段紛無之旨書物被仰付、又従此方右之舟ニ中乗仕候者壱人御雇候て、御飛脚ニ被相添被差越候間、返シ進之候様ニと被仰越候、則様躰承候て相改申候処ニ、当町ニ罷居由申候条、弥左衛門妻子之儀請取人可被差越相渡可申候、惣吉儀ハ十月斗以前商売ニ罷越候て居合不申候、何方へ参候哉と穿鑿仕候へ共、存候者無御座候、罷帰候者弥左衛門妻子

同前ニ返シ可進之候、尚期後音之時候（後略）

とある。弥左衛門は、船頭として毛利氏領へ行った際、捕らえられた。彼は毛利氏領宇田浦の庄屋であったが、罪を犯して元和七年に走った。弥左衛門の走り先が判明したので、毛利氏は細川氏に対して、弥左衛門の妻子、一緒に走った惣吉の返還を求めてきた。そこで、細川氏家老は、妻子とともに、惣吉の居所がわかれば返すと述べ、請取人の派遣を求めている。

毛利氏領から細川領への走り者は、寛永六年四月までの走り者を記した『規矩郡へ中国ヨリ走来男女付立之御帳』にみえるように、規矩郡だけでも一五六二人ほどいた。走り者は他郡へも来ているので、総数はこれを上回る。これら走り者のうち、返還要求があった者はある程度毛利氏へ返されたが、反対に毛利氏領への走り者、およびその返還はどうであろうか。管見のかぎり、細川氏からの返還要求はない。細川氏の返還要求が確認できない背景として、細川領から豊後諸藩・福岡藩などへの走り者は数多く存在するのに対し、毛利氏領への走り者は細川氏の『日帳』[16]などにも殆ど例がないことがあげられる。現在のところ、その理由を明らかにすることはできないが、毛利氏領から走ってきた者の多さに比べると、毛利氏領への走り者は極めて少ない。

〔註〕

（1）渡辺健策「萩藩確立期の藩財政について」（丸山雍成編『幕藩制下の政治と社会』、文献出版、昭和五十八年）。ほかに、森田良吉「萩藩成立期の財政（その一）―慶長・元和期の蔵入制度」（『山口県地方史研究』一八号、昭和四十一年）、脇正典「萩藩寛永二年改革について」（『宇部工業高等専門学校研究報告』二四号、昭和五十三年）。

（2）『毛利家文書』四―一五五七号（「大日本古文書」）。

（3）「毛利家文庫」（山口県文書館所蔵）。

（4）『松井家先祖由来付』、『松井家譜』（『大日本史料』慶長十五年七月三日条）。

（5）『山口県史料』四〇頁。

(6)「松井文書」、本史料には年号がないが、忠利は「内記」を用い、忠利を「三斎」と記しているから、元和七～八年に限定できる。また、これには「出家衆」到来の件があり、同八年に特定できる（元和八年『沖津江』「永青文庫」参照）。
(7)『綿考輯録』。
(8)「松井文書」。
(9)『御所帯一件』三（「毛利家文庫」）。
(10)脇正典氏前掲論文。
(11)『毛利家文書』三―一一三九号。
(12)寛永二一年「当役宍道主殿助意見書」（「毛利家文庫」）。
(13)寛永三年閏四月二日「覚」（「松井文書」）。
(14)「松井家文書」。
(15)寛永八年「豊前小倉藩人沙汰一件書状」（「毛利家文庫」）。
(16)「永青文庫」。

（四）豊後諸藩・肥後熊本藩との走り者返還協定

元和八年、細川氏は、豊後・肥後の諸大名へ一斉に人返しを求めた。そのうち、森藩久留島氏・岡藩中川氏へ送った走り者の帳簿が残っており、他の大名へも同様の帳簿が送られ、返還が求められた。同年、府内藩竹中氏からは、細川氏へ走り者の返還を求める帳簿が送られており、相互返還が行われていた。また、熊本藩加藤氏については、同八年四月四日付の家老へ宛てた忠利書状に[1]、

一、加藤肥後殿と我々国之走り百姓之事、肥後殿ゟ申来候ハ、十年以来走たるもの互ニ取返し申候様ニと理ニて候、十年以前ニ走候ものハ国ニ有付、妻子親類もひろく成候て居申候間、右之理にて互其分ニ申合候間、可被得其意候、又肥後ゟ被返候百姓十年以前ニて候間、又返し候様ニと申来候ハ、可被返候、此方ゟの返し百姓も随其可申

候条、可被得其意候事

とある。加藤氏から「申来候」ことは、過去一〇年間の走り者を「互ニ」返還し合い、それ以前の走り者はそれぞれの領国に「有付」るということであった。

このように、大名間の走り者返還は、基本的に相互返還であった。他の豊後諸大名について捉えると、日田藩石川氏との間には、寛永五年に石川氏領への走り者、同七年に細川領への走り者が返されており[2]、これに先立つ同二年にも相互返還が行われた。同二年四月二十日、細川氏家老長岡・小笠原から、石川氏の家老層と思われる石川淡路・天野刑部へ宛てた書状によると[3]、細川氏が預かる幕府領由布院の「百姓」が石川氏領へ走り、それを他の者が追い掛けて後野上村の甚左衛門に預けた。このことを日田からの使者に話したところ、石川氏領において穿鑿が行われた。そこで、長岡・小笠原は、「態以使者可申入儀ニ候へ共、其子細ニて無御座候故、御使者へ語申候、如被仰越、何方も百姓共之申分ニ候間、可為不相定儀と存候」と述べる。正式の返還要求をしなかったにも拘らず、石川氏の取り計らいに対する礼である。書状の後半は、石川氏からの人返し要求についての報告である。日田から走ってきた喜介について、「国中申触候へ共、于今見相不申候、弥堅申付候、とらへ申候ハヽ、自是可進候」という。確かに、細川領内では、「石川主殿之御百姓走申ニ付、見相次第差出し候へ」という触状が出され、喜介の捜索が行われている[4]。

岡藩久留島氏からは、寛永五年、「人戻之儀ニ付、鉄砲之もの」が派遣されて来ており[5]、同九年には「走参候人数」の返還を要求してきた[6]。また、岡藩中川氏からの返還要求は、同二年、走り者九人が「当津ニ在之を被届候ニ付、式部少殿・民部少殿・矢野利斎・米田与右衛門方并我ホ三人相談之上、差返し申候事」とある[7]。中川氏領からの走り者について、細川氏家老（「式部少・民部少」）や惣奉行（「三人」）らが相談して返している。このほか、府内藩竹中氏・日出藩木下氏との間でも相互に走り者の返還が行われていた[8]。

〔註〕

（1）「松井文書」。
（2）寛永五年『日帳』二月二十二日条。寛永七年『御郡へ之扣』八月二十二日条。
（3）「松井家文書」。
（4）寛永二年『覚書』四月十七日条。
（5）寛永五年『日帳』二月九日条。
（6）「嶋官兵衛自分覚書」（「久留島家文書」『旧記集』）。故野口喜久雄氏の御教示による。
（7）寛永二年『覚書』三月十一日条。
（8）寛永七年『日帳』十二月十三日条。寛永八年『御郡へ之扣』二月二十七日条。

（五）福岡藩との走り者返還問題

規矩・田川郡で、藩境を接する福岡藩黒田氏領からの走り者を記した寛永六年『規矩郡村々江筑前ゟ出来人改御帳』は、細川氏が独自に調査した結果であった。ここに記された者の身分は不明であるが、慶長六年～寛永六年の間に、規矩郡だけでも三六八人が走ってきている。このほか、黒田氏領からの走り者については、つぎのような事例がある。

①筑前ゟざうり取一人走参候由候而、人留之原久兵衛めしつれ参候得者、町人ニ奉公仕度と申ニ付、米田与右衛門殿へ人を添遣申候事

②筑前ゟめうともの ノ百姓走り候て、境目ノ今村と申所へ参候よし、上田忠左衛門申され候事、但さかい目ニ置候てハいかゝニ候間、御国中ニ被置候へと申渡候事、但右之者ニ孫一人召連参候也

①は、惣奉行の記録である寛永元年『万覚帳』[1]四月六日条、②が十二月二日条である。前者は、町人に奉公したいという筑前の草履取りを、惣奉行が人留から受け取り、町奉行の米田に遣わしている。走り者を捕らえてきた原久兵

衛は、高月の「人留」であり、八石二人扶持が給されていた。[2]「人留」は、細川領の茶屋の道・高月・山地村・宇佐の四カ所に配置され、他領からの走り者、他領への走り者を取り締まった。[3]後者の上田忠左衛門は、規矩郡の郡奉行であり、黒田氏領からの走り者について報告している。惣奉行の指示は、走り者を本国に返還することなく、領内に引き入れるということだった。このような走り者のなかには、「当地ニ有付可申ためとて、せたい道具持参」してくる者もいた。[4]

黒田氏領から走ってきた「百姓」・下人・下女・中間・小者などは返還されず、多くが細川領に留め置かれた。[5]ただし、武士の場合は別である。寛永元年十月、田川郡香春町へ走ってきた黒田氏家臣の土方四郎左衛門は、家老・惣奉行らが相談して、「他国へ遣候」ということに決定した。[6]また、同六年に走ってきた村山安兵衛は、[7]

（前略）前かと筑前ニ居、少知を取申ニ付、牢人仕田川へ参居候、惣別筑前ニて知行を取候牢人ハ、御国ニ不被召置筈ニ付、前かと他国へ被成御払候処ニ、日田郡へ参居候而、又弓削木右衛門知行地へ参、御奉公ニ罷出候（後略）

追放処分となったのだが、再び田川郡の惣庄屋へ走ってきて、「御奉公」（「御物書」）している。彼はもともと黒田氏の家臣だったので、再度、追放された。このほか、同五年に走ってきた黒田氏の陪臣、南部伝右衛門・神田甚左衛門の二人も、「片時も急、他国へ可被参由可被申入候」となっている。[8]黒田氏以外の大名領から走ってきた武士に対し、細川氏がどのような対応をとったか明らかでないが、黒田氏家臣については、「他国」へ追放し、召し抱えることはなかった。

つぎに、黒田氏領への走り者に対する細川氏の対応をうかがうと、寛永二年、岩崎内蔵丞の小者与作は筑前へ走ろうとして、「人留」に捕らえられた。彼の処置は家老・惣奉行らの相談によって、「糾明之上、筑前へ走申儀無紛候ハヽ、誅伐ニ相究候事」となった。[9]同六年、筑前へ走ろうとして捕らえれた下女の場合、家老長岡・有吉は「彼女筑前ノ内ニも不参、御分国ノ内ニ罷居候上者、別条有間敷候」と申し付けたが、再度相談した結果、「成敗」となった。[10]

また、陪臣松井宇右衛門（家老長岡の家臣）の人足は、知行地内の名子であったが、中間との対立から同七年に筑前へ走ろうとして、捕らえられた。彼の処置は、「惣別筑前へ走候者ハ御誅伐被仰付候」であったから、「御誅伐」に処せられた[11]。細川氏家臣が筑前へ走った例は確認できないが、小者・下女・名子らは筑前へ走ろうとして捕らえられた場合、いずれも処罰されている。彼らは「他国」へ走ろうとしており、それだけでも捕らえれば処罰されることになろうが、走り先にも問題があった。

慶長期以来、細川領では黒田氏領への通行・通商が禁じられていた。毛利氏が調査した慶長十七年「豊前国小倉世間沙汰聞書」によると[12]、

一、筑前之もの町中ニあき人成共、参申ものからめ上事
　付、町中のもの筑前へ出入仕間敷事

とあり、小倉城下の町人が筑前へ「出入」するのは禁止であった。元和七年以降の忠利時代になっても、黒田氏領へ行った場合は、「三斎様御代ゟ筑前通仕候ものハ、一類を曲事ニ被仰付候」として処罰された[13]。同様に、黒田氏側でも、豊前米を積んで大坂へ廻漕した「国之運賃船」の船頭・水夫を「籠者」に処している[14]。

これは、細川氏ー黒田氏の政治的関係に起因する。両者の関係は、元和四年の忠興書状に、「黒筑州と我等間之悪事者、入国以来之事」とあるごとく、慶長五年以来悪かった[15]。関ヶ原戦後、豊前中津を領していた黒田氏は筑前へ移り、その跡に細川氏が入部した。その時、黒田氏は年貢米を先納して筑前へ移った。慶長六年十一月十八日付、「甲州ゟ相渡先納分」の一紙目録によると[16]、この時までに、黒田氏から大坂や小倉などで二万六〇〇〇石余の米大豆が返され、残る先納分も同七年までには返済された[17]。しかし、忠興書状にみえるように、両者の関係はこれを契機に悪化する。

細川氏は、「他国」からの帰参者へ優遇策を講じ、還住を勧めているが、黒田氏領へ走り、帰参した場合も同じで

あろうか。寛永五年に走り、翌年に戻ってきた末村九右衛門の「譜代之小者」は、つぎのように処置された[18]。

一、末村九右衛門譜代之小者、去年走申候、今日走戻候、此中筑前ニ居候由申ニ付、走所悪敷候間、先籠者可申付由、御家老衆被仰ニ付、新籠ニ入申候事

彼が「籠者」に処せられたのは、走りの行為自体によるものでなく、走り先の筑前が「走所悪敷」であったからである。このような黒田氏との間に、走り者の返還は行われておらず、走り者はそれぞれの領国に留め置かれた。寛永三年、筑前の戸幡村から女が走ってきた。女の返還を求めてきた追っ手に対する忠利の「御詫」には[19]、

一、筑前之内とばた村ゟ廿斗成女一人、今村迄走来候様子之儀ハ、しうとゟせたいを渡し可申由申候へとも、家を請取候事不相成ニ付、立退候と女申之由候、跡ゟ男三人参、もとしくれ候へと理り申候へとも戻不申候、如何可仕哉と今村之御百姓甚右衛門申来候ニ付、則得御詫候処ニ、今迄互ニ走者取遣無之候間、此女取返し候ハて不叶儀ニ候ハ、、筑前殿年寄衆ゟ此方之年寄衆へ状を取候而可参由申候て、三人之者を返し可申候（後略）

とある。後半部分が忠利の「御詫」であり、彼は、黒田氏との間に相互返還を行っていないので、どうしても返してほしくば黒田氏「年寄衆」の書状を持参するよう、申し付けている。当時、黒田氏との間に「走者取遣」はなかったのであるが、忠利が述べるように「年寄衆」（家老層）の書状があれば別であった。

細川―黒田氏間における最初の返還要求は、細川氏から出された。寛永四年、夫食米を横領した下毛郡伊原村庄屋が黒田氏領へ走った。伊原村庄屋は忠興隠居領のものであり、この村には忠利の蔵入地もあったので、隠居領にいた走り者の縁者は中津牢に入れられ、蔵入地の縁者は小倉牢へ入れられた。忠利は、走り者の遠縁にあたる者を使って走り先を捜させ、走り先を突きとめた。そこで、忠利は、同五年八月二十九日、忠興へ「我ホ者ともゟ、彼地年寄共へ申させて見可申候哉」という書状を送り、黒田氏との交渉を申し出た[20]。これに対する忠興の返答には[21]、

一、走者之儀、精を御入候て有所御聞届候而書付給候、此所ニ居申候、去年江戸へ参候刻、有所慥ニ聞立候者江戸

へ可申越候、大炊殿へ談合申、何とそ取返調儀可仕と存、申付置候処、其才覚遅候而、我々上候時三州吉田にて行合申ニ付、無是非候シ、重而江戸参上之時と存候処、其方ゟ筑前年寄共へ申やらせ候ハん由、一段満足申候、才覚候而可被見候、其上にても大炊殿へ者被申事候事

とある。忠興は、これまで走り者の返還をしてこなかった黒田氏と直接に交渉せず、土井利勝を仲介として、返還を申し込もうと考えていたことがわかる。彼は、同四年四月から十一月にかけて出府しており、その間に走り先を突きとめ、土井に返還を依頼する予定であったが、走り先の調査が遅れてしまった。忠利が黒田氏へ返還を申し込むことについて、忠興は「満足」と述べ、その交渉を認めるとともに、土井への依頼も指示している。この後、忠利が黒田氏と直接に返還交渉を行い、同五年十月には黒田氏から返答があり、走り者は返されることになった[22]。

黒田氏の対応に対し、細川氏も走り者を留め置かず、追い返している。同五年十月二十九日の忠興書状によると、船でやってきた黒田氏領の者を下船させず返しており、黒田氏も「事之外満足かりにて候」という[23]。この後も要求のあった走り者は相互に返されており、寛永七年、黒田忠之が自己の家老層に宛てた書状には、つぎのようにある[24]。

一、宮崎藤右衛門(重昌カ)知行所ニ豊前ゟ走り者有之由、越中守(細川忠利)殿ゟか、爪民部(忠理)迄申来承知候、早々せんさく申付可差返候、様子よく藤右衛門ニ相尋、以書付を可申越候、近年越中殿ゟ走り者之儀ニ付而ハ結構ニ被申付候、互之儀ニ候条、早々か様之者居候儀何々迄も可申越儀と存候、ふかく隠シ置候儀曲事ニ存候、様子野村孫兵へ参候刻、口上ニも可申越候事

黒田忠之は、細川忠利から返還要求があった走り者の穿鑿を命じており、「隠シ置候儀曲事」と述べる。この背景には、「互之儀」である走り者の返還について、細川氏の「結構」な対応があった。こうして、細川ー黒田氏間においても、寛永五年以降は相互返還が行われるようになったが、それは要求があった走り者に限られ、返還要求のない者は他の大名領の走り者と同じく、多くがそれぞれの領国に留め置かれる。

〔註〕

(1) 「永青文庫」。

(2) (3) 元和七～八年『豊前御侍帳』(「永青文庫」)。

(4) 寛永元年『日帳』九月九日条(「永青文庫」)。

(5) 寛永五年に筑前から走ってきた二介は、「片野村ニ親類在之間、これ参有付度由申通候、おやこ在之ニ究候ハヽ、片野ニ置候様ニと被仰聞候、無左候ハヽ、中国へ渡し可申由」とあり、彼の場合は無条件に留め置いたのではなく、縁者の存在が必要であった(寛永五年『日帳』正月十四日、「永青文庫」)。

(6) 寛永元年『相談帳』十月二十六日条(「永青文庫」)。

(7) 寛永六年『日帳』五月十一日・六月十日条。

(8) 寛永五年『日帳』十二月二十一日条。

(9) 寛永二年『覚書』二月十四日条(「永青文庫」)。

(10) 寛永六年『日帳』五月十九日・六月十日条。

(11) 寛永七年『日帳』十月十二日条。

(12) 「毛利家文庫」(山口県文書館蔵)。

(13) 寛永七年『御郡へ之状扣』四月朔日条(「永青文庫」)。

(14) 年号不明だが、庄野半大夫に宛てた黒田長政の二月晦日付書状(『福岡県史』近世史料編・福岡藩初期上、六一二号)。

(15) 元和四年七月十日付、忠利宛の忠興書状(『細川家史料』七―一七〇八号)

(16) 黒田氏との領国受け渡しを担当した家老松井の「松井家文書」には、「請取申先納米之事」などの請取状も残っており、先納米返還の実態をうかがうことができる。

(17) 慶長七年五月二十五日付、忠利宛ての忠興書状に「先納之儀相すミ」とある(『細川家史料』一―一八号)。

(18) 寛永六年『日帳』四月二十一日条。

(19) 寛永三年『奉書』四月二十六日条(「永青文庫」)。

(20) 『細川家史料』九―二六三号。

(21) 同右、三―六七六号。

(22) 同右、三―七〇二・七〇三・七一四号、九―二七三号。
(23) 同右、三―七〇六号。
(24) 寛永七年三月十六日付、黒田美作・小河内蔵允へ宛てた忠之の書状（『福岡県史』近世史料編・福岡藩初期下、一二〇六号）。

（六） 大名間の政治的関係と幕府権力

大名間の走り者返還は、「互之儀」として返されるが、その際、政治的関係が大きく影響したことは、細川―黒田氏間の返還交渉に明らかである。細川氏と周辺諸大名との関係を書状・使者の往来にみると、忠利が在国していた寛永二～三年、交流があったのは豊後諸大名・萩藩毛利氏・鹿児島藩島津氏・熊本藩加藤氏・柳川藩立花氏・久留米藩有馬氏・佐賀藩鍋島氏に限られる(1)。

毛利氏からの使者は、「毛利甲斐守様ゟ御吏者権田勘左衛門と申仁被参候ニ、御小袖三ツ被遣候事」とあり(2)、寛永改革を実行した毛利秀元から派遣されている。豊後諸大名についても、「稲葉彦四郎様ゟ御飛脚壱人参候(3)」、「豊後中川内膳殿ノ家中之もの由ニて両人参候(4)」、「木下右衛門様ゟ御使者壱人参候(5)」などとあり、臼杵藩稲葉一通・岡藩中川久盛・日出藩木下延俊との交流を示す。とくに、忠興と木下延俊は義兄弟の関係にあった(6)。また加藤氏との関係については、寛永元年正月、忠利へ宛てた忠興の書状に、「加藤肥後守と我々前々ゟ申通ニ付、歳暮・端午ニ小袖・帷互ニ遣候」とある。忠利に加藤氏への贈物を指示したものである(7)。忠利の返書にも、「以来者拙者かたゟ祝儀可申」とあり(8)、忠興以来の関係が続けられた。

このように、細川氏が走り者の返還を行った毛利氏・加藤氏・豊後諸大名との間には、書状や使者の往来などが行われていたが、「入国以来」悪かった黒田氏との間にそれはなく、他の周辺大名とは異なっていた。細川―黒田氏の

政治的関係については、丸山雍成氏の論考を参照されたい。[9] 寛永五年以降、このような黒田氏との間にも、相互に人返しが行われるようになるが、両者の関係改善までには至っていない。また、細川氏が熊本へ移ると、人返しも行われなくなっている。寛永十七年二月、岡藩中川氏が走り者の返還を求めてきたことについて、忠利から家老へ出した書状に[10]、

（前略）只今迄黒田なと、走百姓之儀互ニ不申候、科人と候へハ各別之儀ニ候、小者・中間も百姓も何程も筑前ニ可有之候得共、互不申候、我等中川と申通候間之走百姓ハ、尚以別ニ可仕置候、又盗人か人ころし仕者か各別之訳有之ハ、承候上何方へも返し可申と存候、已上

とある。罪人（「盗人か人ころし」）は別として、黒田氏との間に走り者の相互返還は行われていない。一方、中川氏への返還は、黒田氏と「尚以別」とあるから、返されることになった。忠利は中川氏への走り者返還について、「我等中川と申通候間」と述べており、走り者を返す背景に「申通」をする関係が存したことを示している。

以上のように、大名間の走り者返還は、大名自身、または家老間の政治交渉で行われるため、「申通」の有無が大きく影響した。したがって、細川―黒田氏のように、走り者を返さない大名も出てくる。しかし、細川忠興が初めて筑前への走り者を取り返そうとした時、その交渉を土井利勝へ依頼しようとしたように、交渉が難行する場合には幕府権力の介入がみられる。慶長一〇年前後、毛利―細川氏の間で行われた最初の人返しにおいても、幕府が介入していた。このような幕府権力の関与と大名間人返しとの連関について検討しよう。

まず、中世における領主相互間の人返しでは、南北朝末期の松浦党一揆契状には、逃亡農民の抱え置を「相互不可扶持置領内云々」と禁止し、「任定法直可被渡主人方」とあって、本在所への返還を取り決めている。[11] また、天正中末期、筑後国南部の在地領主から同地域の五条氏宛起請文にも、「相互之儀」を本来とする人返し条項がある。[12] これらは、近世初期の大名間人返しと同じく、「相互」のこととして走り者返還を規定している。ただし、戦国大名につ

いては、大内・伊達氏などの分国法典に人返し条項がみえるものの、それは領国内に限られており、大名相互間の人返し事例は確認できない[13]。現在のところ、戦国大名が領国を越えた走り者に対し、協定などを結び返還し合っていたかどうか判然としないが、統一権力の出現とともに、それを媒介とした人返しが行われてくる。

播磨国一三万石を領し、織田信長・豊臣秀吉に従った中川氏は、文禄二年五月、朝鮮出兵における失態から大友氏改易後の豊後国岡（六万六〇〇〇石）へ領地替えとなった。秀吉の正式な転封命令は同年十一月に出されるが、これに先立つ同年七月、つぎのような朱印状が発給されている[14]。

先年乱入之刻、豊後国不寄男女、或関取或押取、其国（肥後国）ニ在之由候間、相改、如元可返付候、慥者相添、領主代官へ可引渡候、又其国之者共、豊後ニ於在之者、右同前可呼返候也

七月六日（文禄二年）　（朱印）（豊臣秀吉）

加藤主計頭（清正）

小西摂津守（行長）

留守居中

宛所の加藤は肥後北部一九万五〇〇〇石を領し、小西は同じく南部の一四万石を領していた。この両者に対し、秀吉は逃亡してきた者を返すよう命じており、返還先の豊後とは、中川秀成が領することになる豊後直入・大野郡を指す。加藤・小西氏宛の朱印状を出した秀吉は、それを加藤・小西氏へ送付せず、中川氏へ送っており、今日まで中川家に保存されてきた。このことは、中世社会の不動産訴訟などにおいて、裁許状が勝訴した訴人（原告）へ渡され、訴人はこれを論人（被告）に提示して、土地の引き渡しを直接に交渉せねばならなかったように[15]、中川氏は、この朱印状を加藤・小西氏に提示して自力で交渉し、走り者の返還を実現せねばならなかったことを示唆している。

江戸幕府成立後では、慶長十年頃の細川ー毛利氏の人返しを記す「萩ゟ之被申分[16]」にあるように、毛利氏から徳川

家康へ訴え、家康の「御状」が本多正純から「三斎」（細川忠興）へ出されている。その「御状」は、これによって利益をうける毛利氏へ送られたかどうか明らかでないが、江戸幕府は個々の人返しに関与し、走り者の返還を行わせるとともに、一定の法的規制を行って大名間の走り者返還を統制しようとした。元和元年の「武家諸法度」[17]には、

一、自今以後、国人之外、不可交置他国者事

凡因国其風是異、或以自国之密事告他国、或以他国之密事告自国、佞媚之萌也

とあり、「他国者」を自己の領国内に抱え置くことを禁止した。また、寛永一二年「武家諸法度」でも、「本主之障有之者不可相抱」とあり、「本主」の「障」のある者を、他の領主が抱えることを禁止し、返還または追放を命じている。

これらの幕府法に対する大名層の認識を捉えると、寛永三年に実施された細川―毛利氏間の走り者返還において、細川氏家老から毛利氏家臣へ宛てた「伊藤杢瓦ニ申渡口上之覚」[18]には、つぎのようにある。

一、菟角人数ニハ無構候、国をあけ候て成共、御法度之筋目ハ不申通間ニても可返進候、いわんや長門殿へ少も紛可申儀毛頭無之候、宰相殿ゟ御吏候刻、中山勘解由殿と申合候筋御座候間、先其分之百姓まて御請取候て、残儀ハ互ニ国之人返之儀、重而長門殿と相談申、御法度之すちめ守合申候様ニ可申合候間、長門殿も御留守候て、爰元ニて公儀之筋目相極候儀者難成少おそく候共、以来迄之儀ニ候間、其御心得頼候

細川氏家老は、ある数の走り者を返し、残る者については毛利秀就（「長門殿」）との相談によるとする。細川氏家老がここで述べる「公儀之筋目」とは、幕府法を指し、彼らは、「申通」の有無に拘らず、また、「国をあけ」ようとも、走り者を返さなければならないと認識している。また、寛永一七年二月、中川氏の人返し要求に対する忠利書状[19]にも、「公儀之御法度ニ候へハ、日本国中ニ人々出入ニ申分誰も成間敷候」とあり、「武家諸法度」に沿った形で、大名間の「人々出入」について理解している。

しかし、右のような幕府法の認識とは異なり、実際の人返しでは「申通」の有無が大きく影響していた。それは、大名間の人返しが、直接交渉を基本としていたことによる。近世社会において、紛争を実力で解決する自力救済の原則は否定されるが、大名間の人返しにおいては、その原則がある程度残存していたといえよう。そのことは、中川ー加藤・小西氏の人返しに関する秀吉朱印状の送付手続きにもみられる。すなわち、近世初期の大名は、それぞれの政治的関係に影響されながら、本来的には独自に走り者を返還し合い、または返還協定を結んで、領域を越えた走り者に対処したのである。但し、大名が返した走り者は、要求があったものに限られていた。返還要求のない走り者は、多くがそれぞれの領国に有付けられている。細川氏のように、自ら返還を「約束」しながらも、積極的に返す姿勢はなく、また、正式の返還手続を行った場合でも半数以下の者しか返していない。

走り者の返還を求める前提には、走り先の捜索が必要である。寛永四年、下毛郡伊原村庄屋が夫食米を横領して黒田氏領へ走った時、忠利がその縁者へ走り先の捜索を命じているように、走り先の捜索は村落構成員の連帯責任でなく、一族へ課されている。走り者の一族たちがどのようにして、走り先を捜し出したか、具体的に明らかにはできないが、元和八年以来、庄屋層が多数の走り者を書き上げた帳簿を郡奉行へ提出していることから、村落では走り者の行き先がある程度判明していたと考えられる。

〔註〕

(1) 寛永二年『覚書』・同三年『万覚書』(「永青文庫」)。
(2) 寛永三年『万覚書』三月二十六日条。
(3) 同右、三月二十五日条。
(4) 同右、三月十六日条。
(5) 同右、正月四日条。

（6）『寛政重修諸家譜』。
（7）『細川家史料』二―四〇五号。
（8）同右、九―一四八号。
（9）丸山雍成「参勤交代制の形成・確立過程と福岡藩」（『福岡県史』近世研究編、福岡藩一）。
（10）『部分御旧記』（『熊本県史料』近世編二―二八一頁）、「松井家文書」（半田隆夫「近世初期農民之移動と土着」、『大分県地方史』一〇三号、昭和五十六年）。
（11）瀬之精一郎稿訂『青方文書』二―三四七号（『史料纂集』古文書編、昭和五十一年）。
（12）「五条文書」三一三・三三九・三四〇号（『熊本県史料』中世編四）。
（13）中世における人返し協定については、藤木久志『戦国社会論』（東京大学出版会、昭和四九年）参照。
（14）『中川家文書』五九～六二号（神戸大学文学部日本史研究室編、昭和六二年）、『大分県史』近世編一参照。
（15）石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、昭和一三年）。
（16）（18）「松井家文書」。
（17）『御触書寛保集成』（昭和九年）。
（19）註（10）に同じ。
（20）元和九年、忠利家臣の知行地から忠興隠居領へ走り者があり、知行主は取り戻しを忠利に依頼した。忠利から忠興へ走り者返還が求められたが、忠興は同年十二月二十三日の書状で断った（『細川家史料』二―四〇一号）。このなかで、忠興は、返還を拒否する論拠の一つに、将軍の「被仰出」たこととして「走せ損、取とく」をあげている。忠興は、「走せ損、取とく」として走り者を返さないというのだが、毛利氏との間では慶長期に人返しを行っている。また、走り者を返さないのは、「武家諸法度」の規定と矛盾し、これを裏付ける幕府法もないことから、一般に当時の幕府・諸大名が「走せ損、取とく」として、走り者返還を否定していたと捉えることはできない。但し、当時の領主層は、自らの領地での農民数増加を農村政策の基調とし、他領からの走り者は基本的に返さず、自領内に「有付」ており、その意味での「走り損、取とく」は実行しているといえる。

おわりに

最後に細川氏と周辺大名との人返しを、元和・寛永期の農村政策のなかで位置づけ、その歴史的意義を捉えよう。細川氏の農村政策の基調は、元和六年暮れに家督を継いだ忠利の新政策にうかがうことができる。忠利は同七年六月に小倉入城し、二ヵ月後には「制札」を建てた[1]。それは、「国中之侍・百姓」を対象に、いかなる罪科のあるものでも、帰参すれば無罪とあって、他領国からの帰国を奨励している。この後、「制札」の効果はあり、寛永三年まで四件の帰国事例が確認できる[2]。その一つ、元和九年に帰国した中津郡大坂村弥三の場合は、同六年の大坂城普請に登坂した際、京都へ走っていたのであるが、「高札ニ付御国へこいしさニて罷帰候」というように、その情報を得て帰ってきた。忠利は、これら帰参者に「蔵米」を支給したり[3]、「かへり百姓相対次第」として帰参先を自由に選ばせて[4]、その増加を図った。彼は、翌八年に人畜改めを実施する[5]。人畜改めは、各村ごとに本百姓・名子・下人、および妻子・牛馬を書き上げさせ、村ー手永ー郡の帳簿が段階的に作成され、最後に総目録が作られた。また、同八年には大名間の人返しも行った。忠利は、走り先が判明するものを帳簿にまとめ、これを豊後・肥後の諸大名へ送って返還を求めている。さらに、彼は他領からの走り者を積極的に招致しており、元和七～八年『豊前御侍帳』[6]に記された郡奉行の職務には、他領からの走り者を「申届」がないかぎり、返してはならないと定める。

隠居した忠興が、これら忠利の新政策を「国ニ人を多置度との被仕様」と評しているように[7]、その基調は人口増加策であった。近世初期にあっては、耕地生産力の増大というより、耕地面積の増大による生産量の拡大が農村政策の基本であり、そのために荒地・新地の開発が奨励され、労働力としての人口増加策が採られる。そして、人口を増加させる方策は、近世中後期にみられる赤子養育策でなく、走り者の還住策、他国者招致策であった。ここで述べた大名間の走り者返還は、このような農村政策の一環として捉えねばならず、大名は、一方で他国者を積極的に招き入れ

ながら、また一方では相互に走り者を返していたのである。このことは十七世紀前半の時代的特徴であり、農村部をはじめ都市・町場の開発が一段落する十七世紀後半になると、しだいに人返しは行なわれなくなってくる。

なお、藩主忠利が「国ニ人多置」ことを願い、領内の総人口が増えたとしても、その領地は多数の家臣知行地、忠興隠居領に分かれており、それぞれが自分の領地での人口増加を図っている。それら細川領内での走り者対策については、別稿にゆずりたい。

〔註〕

(1) 『米家旧記録』(「永青文庫」)。
(2) 元和七～九年『立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳』(「永青文庫」)。
(3) 寛永二年『奉書』八月十二日条(「永青文庫」)。
(4) 元和十年『御印写』二月条(「青永文庫」)。
(5) 元和八年『小倉藩人畜改帳』(大日本近世史料)、永尾正剛「慶長期細川小倉藩の人畜改帳」(「九州史学」八八・八九・九〇合併号、昭和六十二年)、同「細川小倉藩人畜改帳の考察」(西南地域史研究会編『西南地域の史的展開』近世編、思文閣、昭和六三年)。
(6) 「永青文庫」。
(7) 『細川家史料』二一四〇一号。